

2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量（確保の内容）の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組みを進めていきます。

◆ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方

- まず、県計画の「供給量（確保の内容）」における施設・事業の区分、認定区分（年齢）ごとの「利用定員数」を基に、各施設・事業、年齢、職種ごとの「配置基準（最低基準）」を用いて、「年度・職種」ごとの「配置基準上の必要数」を算定します。
- この「配置基準上の必要数」に、これまでの職員配置の現状に基づき算出した職種（必要に応じ施設・事業区分）ごとの「加配率」（配置基準を超えて配置されている職員数の割合）を乗じて、より実態に即した「必要見込み数」を設定します。

幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数（各年度4月1日時点）

（単位：人）

職種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園教諭	8,061	7,726	7,354	7,047	6,788
保育士	37,239	38,531	39,607	40,644	41,666
保育教諭	2,955	3,126	3,353	3,425	3,498
保育従事者(※1)	68	76	82	92	101
家庭的保育者(※2)	195	210	219	240	251
家庭的保育補助者(※3)	173	187	195	206	215

※1 小規模保育事業（B型）及び事業所内保育事業（小規模B型基準）における保育従事者

※2 小規模保育事業（C型）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業（C型）及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

【参考】施設・事業別、職種別、年齢別 配置基準（最低基準）

区 分		必要となる人材	配置基準	
特定教育・保育施設	幼稚園	幼稚園教諭	4歳以上児 30：1 3歳児 20：1	
	保育所	保育士	4歳以上児 30：1 3歳児 20：1	
	認定こども園	幼稚園教諭 保育士 保育教諭	1～2歳児 6：1 0歳児 3：1	
特定地域型保育事業	小規模保育事業	A型 保育士	1～2歳児 6：1 0歳児 3：1	
		B型 保育士 保育従事者	1～2歳児 6：1 0歳児 3：1 ※1／2以上は保育士	
		C型 家庭的保育者	0～2歳児 3：1	
	家庭的保育事業		家庭的保育補助者	※補助者を置く場合は5：2
	居宅訪問型保育事業		家庭的保育者	0～2歳児 1：1
	事業所内保育事業		保育士 保育従事者	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育と同様
その他	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	幼稚園教諭 保育士	4歳以上児 30：1 3歳児 20：1	
	企業主導型保育事業 (地域枠)	保育士 保育従事者	4歳以上児 30：1 3歳児 20：1 1～2歳児 6：1 0歳児 3：1 ※1／2以上は保育士	
	幼稚園接続保育	幼稚園教諭 保育士	1～2歳児 6：1	